

勤務条件のあらまし

令和 7 年 4 月 1 日現在

浜松市教育委員会

項目	内容
任 用 根 拠	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第 3 条第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育休法」という。）第 6 条第 1 項、地方公務員法第 2 2 条の 3 第 1 項及び同法第 2 6 条の 6 第 7 項の規定に基づき浜松市教育委員会が教員、事務職員又は学校栄養職員として臨時的に任用する者（以下「臨時的任用職員」という。）
任 用 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間の範囲で次のとおりとする。 (1) 産休代替又は育休代替 出産の場合の特別休暇又は育児休業をする教職員の当該休暇または休業期間に、引継ぎのために設けられた日を加えた期間を超えない範囲で必要な期間 (2) 同行休代替 配偶者同行休業をする教職員の配偶者同行休業期間を超えない範囲で必要な期間 (3) 前 2 号に規定する以外の臨時的任用職員（休職代替、私傷病休等代替、介護休代替、研修代替、少人数指導等、その他） 原則として 6 月を超えない範囲で必要な期間（必要がある場合には 6 月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。）
勤 務 場 所	浜松市立の小学校又は中学校 (学校栄養職員においては学校給食センターを含む。)
担当職務内容	1 教員（教諭） 勤務先小学校又は中学校の児童生徒への授業その他指導等教育業務 2 教員（養護教諭） 勤務先小学校又は中学校の児童生徒の健康管理その他保健指導業務 3 事務職員 勤務先小学校又は中学校の学校事務業務 4 学校栄養職員 勤務先小学校又は中学校及び関係諸学校の児童生徒の栄養管理、給食管理業務 ※ その他、各学校における担当する校務分掌は勤務先校長が決定する

項目	内容
給 与	1 給与 臨時任用職員の給与の種類及び額の基準は、浜松市職員の給与に関する条例、浜松市教育職員の給与に関する条例、浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例、浜松市教育職員の特殊勤務手当に関する条例、浜松市職員退職手当支給条例、浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び浜松市職員の育児休業等に関する条例第10条の規定を準用 (1) 臨時任用職員の職務の級 ア 教員（教諭・養護教諭） 小学校中学校等教育職給料表等級別基準職務表の2級を適用 イ 事務職員及び学校栄養職員 行政職給料表級別職務基準表の1級又は2級を適用 (2) 経験年数を有しない場合の給料月額は、別表第1の該当する区分の級号給の額を支給 (3) 経験年数を有する場合の給料月額は、(2)に該当する級号給に、任用日の属する年度の前年度末までの経歴等をもとに算出した経験年数をもとに、正規職員に準じた換算により得た号数を、加えた級号給の額を支給 (4) 昇給はしない 2 支給方法 正規の職員に準ずる。 3 支給日 その月の20日（ただし、その日が休日、週休日にあたる場合、その前においてその日に最も近い休日、週休日の前日）
旅 費	浜松市職員の旅費に関する条例の例による ただし、赴任旅費は支給しない
勤 務 日 及 び 勤 務 時 間 等	原則として、正規職員の例による 1 勤務日 月曜日から金曜日まで 2 休日等 週休日 日曜日及び土曜日 休日等 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日 3 勤務時間 原則として7時30分から17時00分までの間で休憩時間を除き7時間45分、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分 4 休憩時間 45分 ※ 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は就業先の校長が割り振る。 ※ 割り振られた勤務時間、休憩時間は就業先の校長から提示する。 5 所定時間外労働 浜松市職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例及び浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の定めによる。
有 給 休 暇	1 年次休暇 正規の職員と同様に付与 (1) 1月1日（以下この項において「基準日」という。）に20日間付与 (2) 年の途中に新たに臨時任用職員になる場合は、正規の職員と同様に付与 (3) 年次休暇の繰り越しは、基準日前1年に付与された年次休暇の日数を限度とし、繰り越すことができる (4) 年次休暇は、1日又は1時間を単位とする。この場合において、1時間を単位とする休暇は7時間45分をもって1日に換算する。 (5) 前任期に引き続いて新たに任用される場合は、前任期の休暇の残日数を引継ぐ 2 公務傷病による療養休暇 公務による負傷又は病気のため療養を要すると認めた場合は、その必要な期間（任用期間の範囲内に限る。） 3 特別休暇 正規の職員と同様に付与。ただし、前任期に引き続いて新たに任用される場合は前任期の休暇の残日数を引継ぐ。

項目	内容
有 給 休 暇	4 その他の有給休暇 公務によらない負傷又は病気のため療養を要すると認められる場合、次のとおり私傷病休暇を付与する。 (1) 任用期間が6月以下の者 5日 (2) 任用期間が6月を超える者 10日
部 分 休 業	正規の職員に準ずる。
介 護 休 暇	正規の職員に準ずる
介 護 時 間	正規の職員に準ずる
退 職 等	1 退職手当の支給は浜松市職員退職手当支給条例及び同条例施行規則の規定による。 2 原則として任用期間が満了したときは、別に通知することなく退職となる。 3 2により退職した場合であっても、勤務実績及び欠員等の状況を踏まえ任用期間が満了した後に引き続き新たに任用する場合がある。 4 任用期間の中途において自己の都合により退職しようとするときは、校長に退職願を提出しなければならない。 5 浜松市教育委員会は、任用期間の中途において事務の都合その他の事情により任用を継続することができなくなった場合には、労働基準法（以下、この項において「労基法」という。）労基法第19条又は第20条の規定が適用される場合を除き、解職通知書を交付することにより、解職することができる。 6 浜松市教育委員会は、任用期間が2月を超えるものは、当該任用期間の中途において事務の都合その他の事情により任用を継続することができなくなった場合において、労基法第20条の規定が適用されるときは、解雇しようとする日の30日前までに解雇予告書により予告することにより、解職することができる。 7 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合で解雇しようとする日の30日前までに同項に規定する予告をすることができないときは、浜松市教育委員会は、解雇予告書により予告をした上で、解雇予告期間30日に満たない日数分の平均賃金を支給することにより、退職させることができる。 (1) 勤務実績が良くない場合 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 (4) 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合 8 次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定は適用しない。 (1) 介護休暇中の教員が介護している親族等が死亡し、職務に復帰した場合 (2) 育児休業中の教員が育児している子が死亡し、職務に復帰した場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、浜松市教育委員会がやむを得ない事情があると認める場合
そ の 他	1 社会保険 公立学校共済組合に加入する。 一般財団法人静岡県教職員互助組合（短期）に加入できる。 （定年年齢を超える場合は非加入） 2 厚生年金 日本年金機構に加入する。 3 災害補償 地方公務員災害補償法及び浜松市職員公務災害等特別補償給付金条例の定めるところによる。 4 服務 地方公務員法や教育公務員特例法の服務の規定について適用される。

別表第 1

経験年数を有しない場合の給料月額

1 教員（教諭・養護教諭）

適用給料表	資格	学歴区分	
		大学卒	短大卒
小学校中学校等 教育職給料表	普通免許状所有者	2 級 1 7 号給	2 級 7 号給

（※）当該年度 4 月 1 日現在、6 0 歳以上の者にあつては 2 級 3 2 号給を上限とする。

2 事務職員、学校栄養職員

適用給料表	適用範囲	学歴区分		
		大学卒	短大卒	高校卒
行政職給料表	事務職員	1 級 2 5 号給	1 級 1 5 号給	1 級 9 号給
	学校栄養職員	1 級 2 9 号給	1 級 2 1 号給	

（※）当該年度 4 月 1 日現在、6 0 歳以上の者にあつては 1 級 2 4 号給を上限とする。

別表第 2

死亡した者		期間（日）
配偶者		7
血族	父母	7
	祖父母	3（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7 日）
	子	5
	孫	1
	兄弟姉妹	3
	伯叔父母	1（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7 日）
姻族	父母	3
	祖父母	1
	子	1
	兄弟姉妹	1
	伯叔父母	1

生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。